

意見の概要と意見に対する考え方

動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置

第1 所有者明示の意義及び役割

| 該当箇所 | 意見等の概要 | 意見に対する考え方 | 数 |
|------|---|--|---|
| 第1 | 「適時適確」を「適時的確」と修正すべきである。 | 「また、関係地方公共団体等により・・・」の記述については、「迷子になった動物の所有者の発見を容易にし」と整理します。 | 1 |
| 第1 | 「動物の盗難及び迷子動物の発生防止に資するものであるとともに」及び「動物の遺棄及び逸走の未然防止に資するものであること」の記述を削除すべきである。 | 動物の所有者を明らかにすることは、盗難、遺棄の未然防止や迷子動物、逸走動物の早期発見等にも効果があると考えています。 | 2 |

注1：意見に対する考え方の動物愛護管理法の条項は改正後の条項による

注2：意見に対する考え方の当該要領の項目は訂正後の項目による

第2 定義

| 該当箇所 | 意見等の概要 | 意見に対する考え方 | 数 |
|--------|---|---|----|
| 第2の(4) | 識別器具として、首輪、マイクロチップ、入れ墨、脚環の他に「名札」又は「鑑札」等を追加すべきである。 | ご意見を踏まえ、「名札」を追加します。 なお、狂犬病予防法に基づく「鑑札」等については、一般的に適用されているものではないことから、解説書において、できる限り明確にしていくこととします。 | 18 |
| 第2の(4) | 識別器具から「入れ墨」を削除すべきである。 | 入れ墨はシェパード等の犬の識別方法等として、一般的に行われているものであると考えています。 | 2 |
| 第2の(4) | 「可能な限りマイクロチップの挿入が望まれる」旨の表現を追加すべきである。 | ご指摘の趣旨については、第4の(2)のイに盛り込まれていません。 | 1 |
| 第2の(2) | 家庭動物等の定義に「使役動物（鷹狩り用の猛禽類、猟犬）」を追加すべきである。 | 「家庭動物等」については、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」において、「愛がん動物又は伴侶動物として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。」と定義されています。 | 1 |
| 第2 | 識別器具について、家庭動物等、展示動物はマイクロチップのみとすべきである。 | マイクロチップ以外の識別器具についても、個体識別に有効な器具であることから、原案どおりの表現が適当であると考えています。 | 1 |
| 第2の(3) | 「販売又は販売を目的とした繁殖等を行うために飼養及び保管する動物（畜産農業に係わるもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するためのものを除く）並びに商業的な撮影に使用し又は提供するために飼養及び保管する動物（特定動物を除く）」を「販売又は販売を目的とした繁殖等を行うために飼養及び保管する動物並びに商業的な撮影に使用し又は提供するのために飼養及び保管する動物」に修正すべきである。 | 「展示動物」については、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」において原案どおり定義されています。 | 1 |

第3 本要領の対象動物

| 該当箇所 | 意見等の概要 | 意見に対する考え方 | 数 |
|------|--|--|---|
| 第3 | 「本要領の適用対象動物は、家庭動物等及び展示動物並びに特定動物とする」を「飼育管理下にある全ての動物を対象とする。（ただし、昆虫等の動物の生体の形状によりいずれの種類の器具の装着も不可能な個体はこれを除くが飼育容器に個体識別番号記載の登録票を添付しなければならない）」に修正すべきである。 | 所有者明示の意義及び役割にかんがみ、本要領の適用対象動物は、家庭動物及び展示動物並びに特定動物とすることが適当であると考えています。 | 1 |
| 第3 | 対象動物に「（技術的に困難な動物を除く）」との記述を追加すべきである。 | ご指摘の点は、既に第4に盛り込まれていると考えています。 | 1 |

第4 装着すべき識別器具 1 基本的考え方

| 該当箇所 | 意見等の概要 | 意見に対する考え方 | 数 |
|------|---|--|---|
| 第4の1 | 識別器具選択に当たっては、マイクロチップを優先すること。また、非常災害時に備え原則として常時装着を義務付けるべきである。 | マイクロチップの挿入が望まれる旨の趣旨は、第4の(2)のイに盛り込まれています。また、本措置要領は、努力規定としての要領であることから、ご指摘の強制力のある規制は、制度上でできないこととなっています。 | 1 |
| 第4の1 | 「また、非常災害時における動物の予期せぬ逸走に備え」の記述を削除すべきである。 | 所有者の明示措置は、非常災害時における逸走動物の早期発見等にも役立つことから、削除する必要はないと考えています。 | 1 |
| 第4の1 | 1 基本的考え方に「ただし、識別器具の装着が動物の生態に人工的に負荷をかけるものであることにかんがみ、動物の特性、飼養及び保管の目的、飼養及び保管の環境等に応じて、動物の所有者等が識別器具の装着を控えることも妨げられないことに注意すること。」との記述を追加すべきである。 | 動物愛護管理法第7条では、「動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるよう努めなければならない」とされています。なお、識別器具は、動物に過大な負担をかけるものではないと考えています。 | 1 |
| 第4の1 | 「可能な限り常時装着するように努めること」を「常時装着するように努めること」に修正すべきである。 | 動物の健康状態等によっては、常時装着が困難な場合もあることから、原案どおりの表現が適当であると考えています。 | 1 |

| | | | |
|----------|--|---|---|
| 第4の1の(3) | 「所有者の特定が直接又は間接的にできる」を「所有者の特定に有効な電話番号等」に修正すべきである。 | 例えば、マイクロチップや鑑札のように、所有者の特定が間接的にできるものもあることから、原案どおりの表現が適切であると考えています。 | 1 |
| 第4の1の(4) | 「所有者情報を保持すべき機関は、相互照会などが行われるよう協力すること」との記述を追加すべきである。 | ご指摘の趣旨は、既に第7に盛り込まれているものと考えています。 | 1 |

第4 装着すべき識別器具 2 識別器具の種類

| 該当箇所 | 意見等の概要 | 意見に対する考え方 | 数 |
|-------------|---|--|---|
| 第4の2の(2) | 「ただし、マイクロチップにより難しい場合」を「ただし、マイクロチップが難しい場合」に修正すべきである。 | ご意見の趣旨を踏まえ、修正します。 | 1 |
| 第4の2の(2) | 「ただし、マイクロチップにより難しい場合は、氏名及び電話番号を記した首輪又は名札、所有者情報を特定できる記号等が付された入れ墨又は脚環等によること」を「ただし、マイクロチップが難しい場合は、氏名及び有効な電話番号を記した首輪、胴輪又は名札（迷子札）所有者情報を特定できる記号等が付された脚環等」に修正すべきである。 | 同上 | 1 |
| 第4の2の(2) | 「首輪又は名札、所有者情報を特定できる記号等が付された入れ墨」を「首輪又は飼育容器に添付する名札、所有情報を特定できる記号が付された入れ墨」に修正すべきである。 | ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。 | 1 |
| 第4の2の(2) | 「原則としてマイクロチップ（鳥綱についてはマイクロチップ又は脚環）」を「必ずマイクロチップ（鳥綱についてはマイクロチップ又は脚環）」に修正すべきである。 | 幼齢な個体などマイクロチップにより難しいものもあることから、原案どおりの表現が適切であると考えています。 | 1 |
| 第4の2(2)、(3) | 小鳥などを除いて、全ての動物にマイクロチップを義務付けるべきである。 | 本措置要領は、努力規定としての要領であることから、ご指摘のマイクロチップの義務付けは制度上、できないこととなっています。 | 3 |
| 第4の2(1) | 「所有者情報を特定できる記号等が付されたマイクロチップ、入れ墨、脚環等」及び「なお、首輪、名札等の経時的変化等により脱着し又は消失するおそれの高い識別器具にあつては、補完的な措置として、できるだけマイクロチップ、脚環等のより耐久性の高い識別器具を併用して装着すること」の記述を削除すべきである。 | マイクロチップ、入れ墨、脚環等は、個体識別に有効な器具であることから、削除する必要はないと考えています。 | 1 |
| 第4の2(1) | 記述中から「マイクロチップ」を削除すべきである。 | マイクロチップは、国内外において認められている有効な識別器具であると考えています。 | 1 |
| 第4の2(1) | 「マイクロチップ、入れ墨、脚環等によること」を「マイクロチップ、入れ墨、脚環、鑑札等によること」に修正すべきである。 | 狂犬病予防法に基づく「鑑札」等については、一般的に適用されているものではないことから、解説書において、例示することとします。 | 1 |
| 第4の2の(1) | 「マイクロチップ、入れ墨、脚環等によること」を「マイクロチップ、入れ墨、脚環及び個体識別番号記載の登録票」に修正すべきである。 | ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。 | 1 |
| 第4の2の(1) | 「補完的な措置として、できるだけマイクロチップ、脚環等のより耐久性の高い」の「できるだけ」を削除すべきである。 | すべてについて適用させることは困難であることから、原案どおりの表現が適切であると考えています。 | 1 |
| 第4の2(1) | 「補完的な措置として、できるだけマイクロチップ、脚環等のより耐久性の高い」を「補完的な措置として、当該動物に適したマイクロチップ、入れ墨、脚環等」に修正すべきである。 | ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。 | 2 |

第4 装着すべき識別器具 3 装着する時期

| 該当箇所 | 意見等の概要 | 意見に対する考え方 | 数 |
|------|---|--|---|
| 第4の3 | 「飼い主は、販売業者へマイクロチップ装着の証明書等を提出することを法的に強制すること」の記述を追加すべきである。 | 本措置要領は、努力規定としての要領であることから、ご指摘の法的強制力のある証明書の提出は、制度上できないこととなっています。 | 1 |
| 第4の3 | 「体力を有しない老齢、疾病等の個体」を「体力を有しない老齢、疾病、小型等の個体」に修正すべきである。 | 識別器具の種類によっては、小型であっても装着可能なものもあると考えています。 | 2 |
| 第4の3 | 飼養及び保管の開始以降、7日以内の装着を義務付けるべきである。 | 本措置要領は、努力規定としての要領であることから、強制力のある措置等は、制度上できないこととなっています。 | 2 |
| 第4の3 | 「老齢、疾病等の個体である等の特別な事情がある場合はこの限りでない」を「老齢、疾病等の個体である等の特別な事情がある場合は獣医師の証明書を出発することによってこの限りでない」に修正すべきである。 | 必ずしも獣医師でなければ判断できないものではないことから、ご指摘の事項を義務付ける必要はないと考えています。 | 1 |
| 第4の3 | 「飼養及び保管の開始以降、速やかに装着を」を「飼養及び保管の開始以降、速やかに動物に痛みを伴わない、負担がかからないような方法で行う」に修正すべきである。 | ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。 | 1 |

第5 動物の健康及び安全の保持

| 該当箇所 | 意見等の概要 | 意見に対する考え方 | 数 |
|------|--------|-----------|---|
|------|--------|-----------|---|

| | | | |
|----|---|--|----|
| 第5 | マイクロチップの埋め込みは獣医師の業務であり、「できるだけ獣医師等の専門家の施術によって装着」を「獣医師等の施術によって装着」等に修正すべきである。 | マイクロチップの埋め込みは、必ずしも獣医療行為等に当たるものばかりではないと考えています。 | 22 |
| 第5 | 「識別器具の装着状態については定期的に観察し、」の定期的については、今後、実態調査等で具体的な期間を決めていくべきである。 | ご指摘の趣旨については、必要に応じて解説書において対応することとします。 | 1 |
| 第5 | 「装着されたマイクロチップは、特に理由がない限り取り外したり、他の動物へ付け替えたりしてはならない」との記述を追加すべきである。 | 同上 | 1 |
| 第5 | マイクロチップは不適切な識別器具であることから、「特にマイクロチップ等のように、その装着に当たって外科的な措置が必要な識別器具に関しては、できるだけ獣医師等の専門家の施術によって装着されるようにすること。」の記述を削除すべきである。 | マイクロチップは、国内外において認められている有効な識別器具であると考えています。 | 1 |
| 第5 | 「識別器具の装着にあたっては、動物に過度の負担がかからないような方法で」を「識別器具の装着に当たっては、動物に痛みを伴わない、負担が係らないような方法で」に修正すべきである。 | ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。 | 1 |
| 第5 | 「識別器具の装着状況を定期的に観察し、動物の健康及び安全の保持上支障が生じないようにすること」を「識別器具の装着状況については定期的に異常がないか観察し、動物の健康及び安全の保持上支障が生じないように十分配慮すること」に修正すべきである。 | 同上 | 1 |

第6 識別器具及び所有者情報の点検

| 該当箇所 | 意見等の概要 | 意見に対する考え方 | 数 |
|------|--------|-----------|---|
| | | | |

第7 関係行政機関の責務

| 該当箇所 | 意見等の概要 | 意見に対する考え方 | 数 |
|------|---|--|----|
| 第7 | 拾った犬猫は警察にも保護されるので、「マイクロチップのリーダーを動物愛護センター等に配備」を「動物愛護センターや警察署等に配備」に修正すべきである。 | ご指摘の点については、関係行政機関と協議のうえ検討していくこととします。 | 1 |
| 第7 | 「所有者情報の検索が全国規模で効率的に行われるように、情報源情報の整備等について、連携して協力を行うこと。」を「所有者情報の検索が全国規模で効率的に行われ、速やかに所有者の確認ができるように、連携して協力を行うこと。」等に修正すべきである。 | ご意見の趣旨を踏まえ、修正します。 | 14 |
| 第7 | 「マイクロチップのリーダーを動物愛護管理センター等に配備する等により、識別器具に付された所有者情報を読み取るための体制の整備を図ること。」を「現在普及している全てのマイクロチップの情報を読み取るための体制の整備を本法施行後1年以内に義務付けること。」に修正すべきである。 | 本措置要領は、努力規定としての要領であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上できないこととなっています。 | 1 |
| 第7 | 「マイクロチップのリーダー」を「マイクロチップの読取り機（リーダー）」に修正すべきである。 | ご意見を踏まえ、修正します。 | 1 |
| 第7 | 「とともに、マイクロチップのリーダーを動物愛護管理センター等に配備する等により」を削除すべきである。 | 所有者明示措置を推進するに当たっては、マイクロチップの読み取り体制の整備は必要なことであると考えています。 | 1 |
| 第7 | 「識別器具に付された所有者情報を読み取るための体制の整備を図ること。」を「識別器具に付された所有者情報を読み取る体制を図り、狂犬病予防法・動物愛護管理法に基づき収容した家庭動物等、展示動物等の所有者情報を遅滞なく確認し、飼い主及び関係機関等に連絡すること。また、所有者に対しても関係機関の連絡及び問い合わせ先や確認方法について、周知すること」に修正すべきである。 | ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。 | 2 |
| 第7 | 「識別器具に付された所有者情報の管理者は、所有者情報の検索が全国規模で効率的に行われるように」を「識別器具に付された所有者情報の管理者は、所有者情報が一般に公開され、全国規模で自由に検索可能であるように」に修正すべきである。 | 所有者情報が一般に公開されることは、個人情報保護の観点から好ましいことではないと考えています。 | 1 |
| 第7 | 「マイクロチップリーダーを動物愛護センター等に配備する」を「全国の動物愛護管理センター・保健所等に配備し、動物病院への普及に努める」に修正すべきである。 | ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。 | 3 |
| 第7 | 「識別器具に付された所有者情報を読み取るための体制整備を図ること」を「識別器具に付された情報を読み取り、速やかに飼い主を探し出すための体制の整備を図ること」に修正すべきである。 | 同上 | 1 |

| | | | |
|----|--|--|---|
| 第7 | 「マイクロチップのリーダーを動物愛護センター等に配備する」を削除すべきである。 | 所有者明示措置を推進するに当たっては、マイクロチップの読み取り体制の整備は必要なことと考えています。 | 1 |
| 第7 | 「マイクロチップのリーダーを動物愛護センター等に配備する」を「マイクロチップのリーダーを動物愛護センター、動物の死体処理を請け負う施設等に配備する」に修正すべきである。 | ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。 | 1 |
| 第7 | 「関係行政機関にあつては、所有者明示に関する普及啓発を行うとともに」を「関係行政機関にあつては、所有者明示に関する普及・啓蒙活動を行うとともに」に修正すべきである。 | 文意はほぼ同じであるため、修正の必要性はないものと考えています。 | 1 |

その他の意見

| 該当箇所 | 意見等の概要 | 意見に対する考え方 | 数 |
|------|--|---|---|
| | 体内に異物を入れる安全性に不安があるため、マイクロチップの推進に反対である。 | マイクロチップは、国内外において認められている有効な識別器具であると考えています。 | 2 |
| | 「マイクロチップを装着した個体については、（都道府県等での）処分の猶予を延長すること」の記述を追加すべきである。 | 「犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置要領」に対する意見として分類することとします。 | 1 |
| | マイクロチップのリーダーの普及、規格の統一、データベースの管理統一が重要である。 | 必要に応じてできる限り普及啓発や統一等を推進していく考えです。 | 1 |
| | 繁殖業には、マイクロチップの埋め込み、登録を義務付けるべきである。 | 本措置要領は、努力規定としての要領であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上できないこととなっています。 | 1 |
| | 動物を飼養する場合は、マイクロチップを義務付けるべきである。 | 同上 | 1 |
| | 所有者明示の推進は経済的負担などのデメリットが多いことから、見直しが必要である。 | 動物愛護管理法では、「動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるよう努めなければならない。」とされています。 | 1 |
| | 「虐待等の飼育の資格を有さない者が、周囲の警告を受け入れずに飼育を続ける場合、周囲は省が定めた連絡先、警察、保健所へ通報または訴えることが出来るものとする」を追加すべきである。 | 本措置要領は、努力規定としての要領であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上できないこととなっています。 | 1 |